

瑞 穂 監 第 4 5 号  
令 和 2 年 2 月 7 日

瑞 穂 市 長  
森 和 之 様

瑞穂市議会議長  
藤 橋 礼 治 様

瑞穂市教育長  
加 納 博 明 様

瑞穂市監査委員 堀 廉

瑞穂市監査委員 堀 武

#### 定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、「穂積小学校」の定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

「穂積小学校」における平成31年4月1日から令和元年10月31日までの財務に関する事務の執行と重点項目として「需用費、備品購入費」について、都市監査基準(平成27年8月27日全国都市監査委員会制定)に準拠し監査を行った。

穂積小学校は、教育委員会の学校教育課に属し、校長以下教諭、事務職員合わせて47名体制で学校を運営している。児童数、学級数については次のとおりである。

令和元年12月1日現在

学級・児童数				
学年	学級数	児童数		
		男	女	合計
1	5	91人	52人	143人
2	4	63人	58人	121人
3	4	74人	55人	129人
4	4	61人	64人	125人
5	4	77人	61人	138人
6	4	66人	68人	134人
特別支援	4	16人	4人	20人
合計	29	448人	362人	810人

#### 2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市役所及び穂積小学校

令和元年12月24日(火)

### 3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行については、学校教育課及び教育総務課から提出された資料を基に担当課から、学校の現状と課題及び施設管理については、現地にて校長等からそれぞれ説明を求めるとともに、保健室、理科準備室、図書室の状況等の確認も含め通常実施すべき監査手続を実施した。

## 第2 監査の結果と意見

### 1 財務について

財務の執行は、穂積小学校が執行するもの以外に、学校教育課、教育総務課がそれぞれ執行するものがある。穂積小学校の学校管理費及び教育振興費は次のとおりであり、財務の事務はおおむね適正に執行されているものと認められた。

令和元年10月末現在

科目	予算額(円)	支出済額(円)	比率(%)
学校管理費	22,433,000	9,228,995	41.1
教育振興費	2,679,000	1,156,353	43.2

## 2 需用費、備品購入費について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
1	消耗品購入について	<p>消耗品の在庫状況について確認したところ、消耗品は事務室、職員室で管理していたが、確認は目視のみで、管理簿は作成されていなかった。</p>	<p>目視のみの在庫状況の確認では、何が不足しているのかすぐに確認できず、余分に購入する恐れがある。</p> <p>いつ、何を購入したのか、また何が足りていないのか把握できるよう、消耗品の管理簿を作成すべきである。</p>
		<p>伝票を確認したところ、購入頻度の高い消耗品が存在した。(主にビニールテープ、のり、筆記用具、色画用紙など。)また、消耗品の購入は事務職員が教諭から確認し、まとめて特定の業者から購入していた。</p>	<p>一つの単価が安価であっても、安易に特定の業者で購入せず、少しでも安価で購入できるようにすべきである。</p> <p>穂積小学校に限らず、各小中学校で購入頻度の高い消耗品を洗い出し、教育委員会で取りまとめて契約し、支出の削減に努めるべきである。</p>
2	予算流用について	<p>平成 31 年度の小学校 ICT 教育推進事業に係る備品購入費について確認したところ、令和元年 6 月 4 日に 1,895,000 円予算流用していた。その後、6 月補正予算で 3,211,000 円減額、9 月補正予算で 917,000 円減額していた。</p> <p>教育総務課に確認したところ、デジタル教科書を購入するため、予算流用したとの回答であった。</p>	<p>予算流用後に不用額を補正予算で減額していたことは、流用額の積算に問題があったと言わざるを得ない。</p> <p>本来、予算の流用は、限定的な運用でやむを得ない場合に行うものである。</p> <p>今後は、不用な流用は行わず、適切に予算を管理していただきたい。</p>
3	瑞穂市立小中学校管理規則について	<p>穂積小学校の予算及び会計事務の監査、指導について確認したところ、教育委員会では監査を行っていないとの回答であった。</p> <p>また、教育委員会からの回答では、監査委員の定期監査及び隔月で開催される学校事務職員の事務研究会で必</p>	<p>平成 30 年度 8 月時点の「監査結果の措置状況」では、夏季の諸帳簿点検の際にも、予算執行を適切に処理するよう指導を行うとの回答であったが、実態と異なっている。</p> <p>なお、瑞穂市立小中学校管理規則第 33 条によると「校長は、予算の執行及び会計事務について監査を受けなければならない。」と規定されており、監査を実施していな</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
		要に応じて会計事務について指導しているとのことであった。	いことは、規則に反している。 今後は、教育委員会で予算執行及び会計事務を適切に指導し、監査を実施すべきである。
4	印刷機について	平成 29、30 年度の印刷機の修繕料について確認したところ、修繕が複数回行われていた。修繕理由は、主に給紙不良、紙詰まり、プレスローラー不良、インク漏れであった。 平成 31 年度では一部新機種を入れ替えたが、新機種の契約内容はリース契約だった。	今回のリース契約は 5 年とのことだが、今年度リース契約に切り替えた理由について不明確であった。リース契約満了後は、再リースの可否等について検討する必要があるが、次の更新時は、選定理由を明確に定めて判断していただきたい。 印刷機の更新については、穂積小学校のみならず、他の各小中学校もその都度契約内容を比較し、各小中学校に適した契約を結んでいただきたい。
5	図書室について	穂積小学校の蔵書数は、令和元年 12 月 1 日時点で 19,146 冊であり、令和元年 5 月 1 日（平成 31 年度市政要覧）より 602 冊増加していた。 学校教育課に図書室以外の蔵書の有無について確認したところ、図書室以外に配置されていないとの回答であったが、現地確認の結果、図書室の蔵書の他に学級文庫も含まれていた。また、標準蔵書数（12,560 冊）を大幅に上回っていた。 図書の廃棄規準は、劣化の激しい本や古い本（「①背が焼けて消えている本」、「②ほとんど読まれていない本」、「③昭和に発刊された本」）との回答であった。	市内各小学校の図書室の蔵書数は、標準蔵書数を満たしているが、学級数で比較すると格差がある。 図書室では、児童及び教諭の利用に役立つ適切な資料を整備し、利用者の立場に立ち適切で優れた図書の選択に努め、蔵書の更新を行う必要がある。 学校図書館図書廃棄規準の一般規準では、「①形態的にはまだ使用に耐えうるが、記述されている内容・資料・表記等が古くなり利用価値の失われた図書」、「②新しい学説や理論が採用されていない図書」、「③変色が著しい図書」、「④利用頻度の著しく低い複本で保存分を除いた図書」等が廃棄の対象となっている。 今後は、廃棄の規準に照らし合わせて図書の整備を行い、格差解消に向けて取り組んでいただきたい。 蔵書数の管理では、回答が異なっていた点から図書原簿やラベルを今一度確認していただきたい。

以上